



発行 東京都

の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年九月二十九日から起算して二

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十九日

東京都知事 小池百合子

一路線名 十里木御嶽停車場

二 変更の区間 あきる野市養沢字上養沢千六十二番二地先から同所千六十番一地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

告示

目次

○都道の区域変更（二件）（建設局道路管理部路政課）

規程（交）

○東京都都営交通無料乗車券発行規程の一部を改正する規程

訓令（水）

○東京都水道局処務規程の一部改正
○東京都水道局多摩水道改革推進本部処務規程の一部改正

告示（消）

○キュービクル式変電設備等の基準の一部改正

○東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出

（環境局総務部環境政策課）

○土地収用法施行令に基づく公示による通知

（東京都収用委員会）

告示

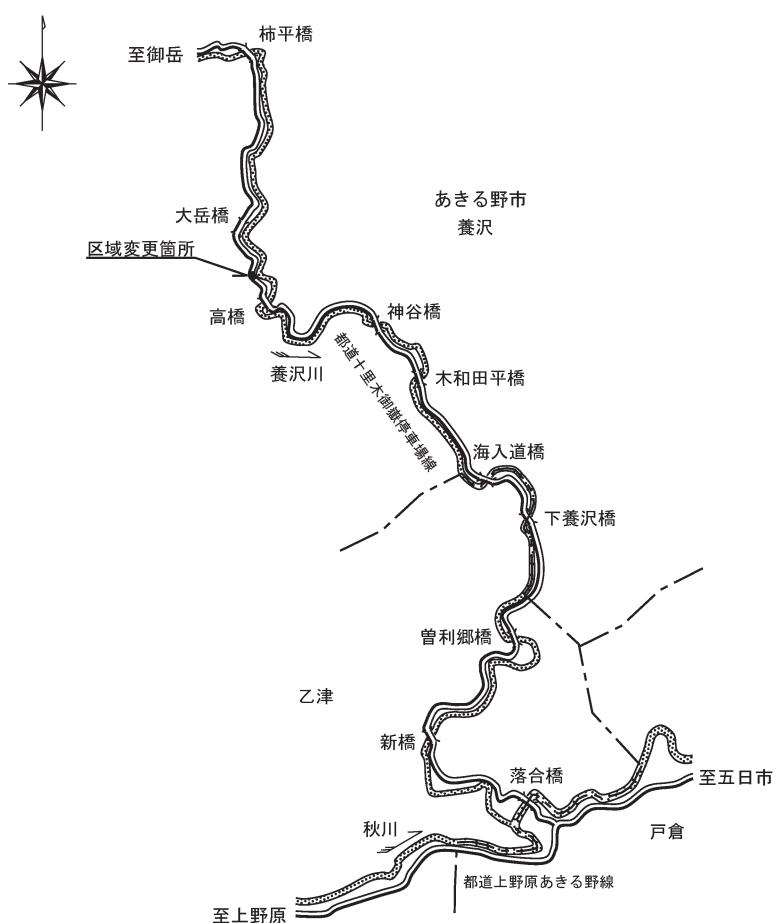
●東京都告示第九百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項

別図

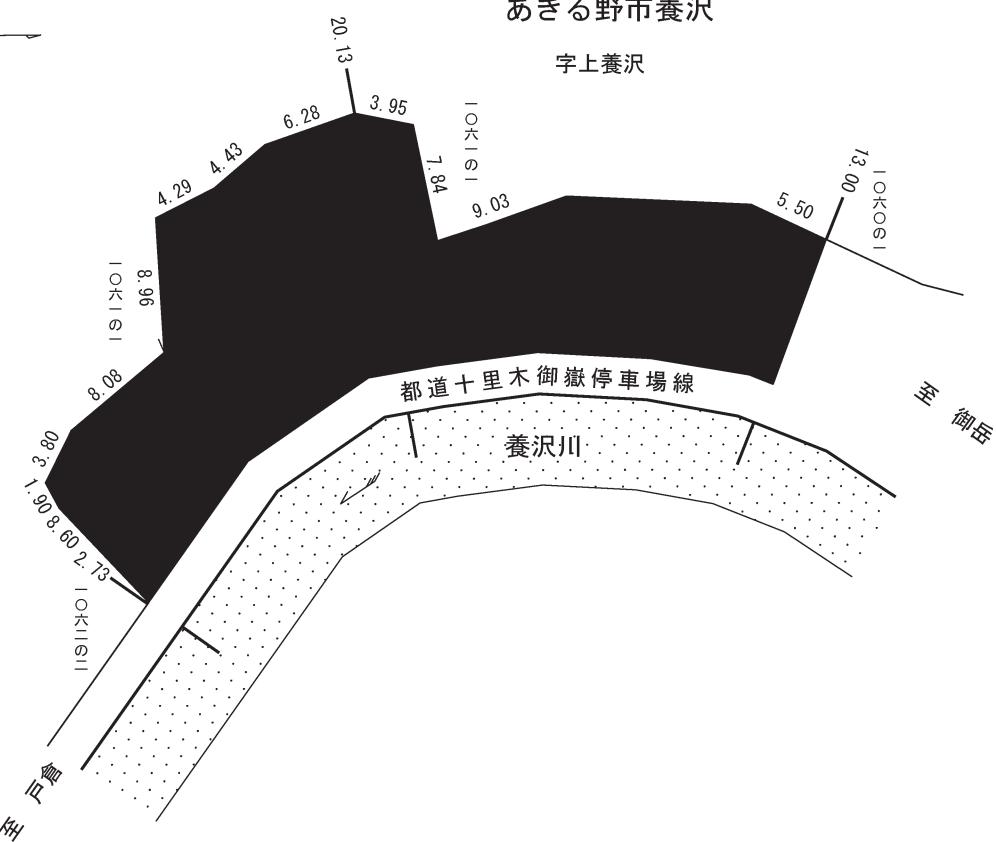
都道十里木御嶽停車場線区域変更略図
あきる野市養沢地内

都道
編入区域
延長
面積
四六・三六メートル
六六七・〇一平方メートル



あきる野市養沢

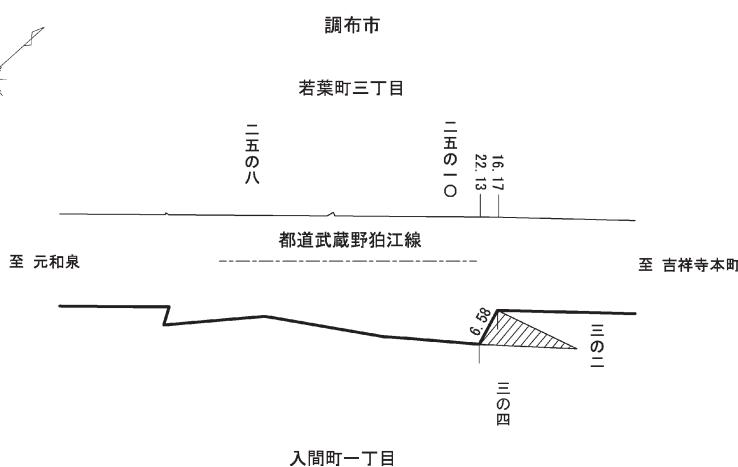
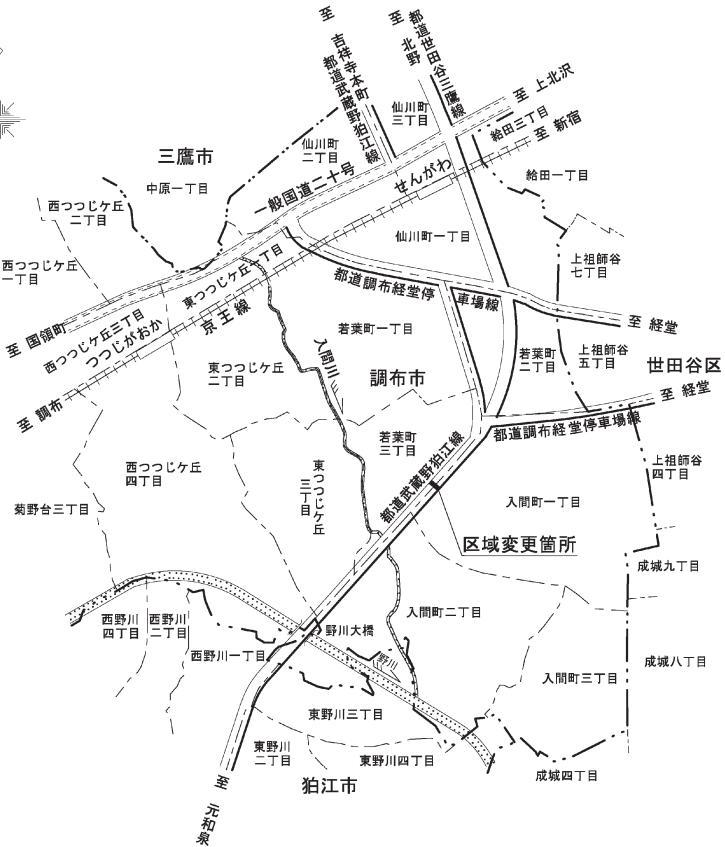
字上養沢



別図

都道武藏野泊江線区域変更略図

調布市入間町一丁目地内

廃止区域
一般国道延長
面積
一六・七八メートル
五〇・八三平方メートル

● 東京都告示第九百四十五号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年九月二十九日から起算して一
週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和七年九月二十九日

東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 武藏野泊江
二 變更の区間 調布市入間町一丁目三番二地先から同所
同番四地先まで
三 變更の概要 別図表示のとおり

規 程(交)

● 交通局規程第四十七号

東京都都営交通無料乗車券発行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年9月二十九日

東京都交通局長 堀 越 弥栄子

東京都都営交通無料乗車券発行規程の一部を改正する規程

東京都都営交通無料乗車券発行規程(昭和三十九年交通局規程第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の様式裏中「都バス」を「都営バス」に、「駅係員」を「係員」に、「できせん」を「できせん(親子間等も同様です。)」に、「当局係員」を「できせん」に改める。

附 則

- この規程は、令和七年十月一日から施行する。
- この規程の施行前に発行した東京都都営交通無料乗車券で、この規程の施行の際現に効力を有するものは、その通用期間中なお引き続き使用することができる。

訓 令(水)

● 東京都水道局訓令第五号

局 内 一 般
各 事 業 所

東京都水道局処務規程(昭和二十七年東京都水道局訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

令和七年九月二十九日

東京都水道局長 山 口 真

第七条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、別表第一の規定にかかわらず、局長が別に定める事案については、局長が決定を行うものとする。

● 東京都水道局訓令第六号

局 内 一 般
各 事 業 所

東京都水道局多摩水道改革推進本部処務規程(平成十四年東京都水道局訓令第四号)の一部を次のように改正する。

令和七年九月二十九日

東京都水道局長 山 口 真

第七条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項第七号中「一、〇〇〇万円」を「六億円」に、「節間」を「目間及び節間」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「四、〇〇〇万円」を「四億円」

別表第一庶務事務担当課の部損害賠償に関する」と。の項中「三〇〇万円以上」を「一、二〇〇万円以上」に、「一件二〇万円以上三〇〇万円未満の賠償金額の事件(二件以上同時処理する場合は、総額五〇万円以上三〇〇万円未満のもの)」を「一〇〇万円以上一、二〇〇万円未満の賠償金額の事件」に、「一件二〇万円未満の賠償金額の事件(二件以上同時処理する場合は、総額五〇万円未満のもの)」を「一〇〇万円未満の賠償金額の事件」に改め、同表経理事務担当課の部予算に関すること。の項中「一、〇〇万円未満の目間及び」に改め、同部その他の経理事務に関すること。の項中「五〇〇万円以上四、〇〇〇万円未満の物件」を「一、〇〇〇万円未満の物件」に改め、同表工事事務担当課の部工事に関すること。の項及び工事の受委託に関すること。の項中「六億円」を「九億円」に改め、同表全課の部契約の協議解除に関すること。の項局長決定の欄、部長決定の欄及び課長決定の欄を次のように改める。

1 局長決定に係る契約 の協議解除	1 部長決定に係る契約 の協議解除	1 課長決定に係る契約 の協議解除
-------------------------	-------------------------	-------------------------

別表第一各部及び各事業所共通の項を削る。

附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

び、「一億五、〇〇〇万円」を「六億円」に改め、同号を同項第七号にし、同項中第九号を第八号にし、同項第十号中「六億円」を「九億円」び、「九億円」を「十一億円」に改め、同号を同項第九号にし、同項第十一号中「重要な」を「特に重要な」に改め、同号を同項第十号にし、同項中第十一号を第十一号とする。

附 則

この法令は、令和七年十月一日起施行する。

附 則 (消)

●東京消防庁告示第7号

キュービクル式変電設備等の基準（昭和50年10月東京消防庁告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月29日

東京消防庁

消防監理 市川博三

第1項第3号中「等不燃性」を「又はこれと同等以上の不燃性」に改める。

第2項第1号イ(ア)中「(コンクリート造又はこれと同等以上の耐火性能を有する床に設置するものの床面部分を除く。)」を削り、「2.3ミリメートル」の次に「(コンクリート造又はこれと同等以上の耐火性能を有する床に設置するものの床面部分にあっては、1.6ミリメートル)」を加え、同号イ(イ)中「特定防火設備をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同号イ(イ)中「(ウ)を除く。」を「ア、(イ)」を除く。」に改め、同項第3号イ中「(1)、イ(ウ)を除く。」を「(2)、ア、(イ)」に改める。

なお、コンクリート又はこれと同等以上の不燃性の材料で造った堅固な基礎、架台等に外箱を設けた場合には、基礎、架台等の高さ

び、「一億五、〇〇〇万円」を「六億円」に改め、同号を同項第七号にし、同項中第九号を第八号にし、同項第十号中「六億円」を「九億円」び、「九億円」を「十一億円」に改め、同号を同項第九号にし、同項第十一号中「重要な」を「特に重要な」に改め、同号を同項第十号にし、同項中第十一号を第十一号とする。

第2項第2号イ(イ)中「(1)、イ(ウ)を除く。」に準ずるほか」を削り、bをfとし、aをeとし、同号イ(イ)にaからdまでとして次のように加える。

a 外箱の材料は鋼板とし、その板厚は屋外用のものにあっては2.3ミリメートル以上、屋内用のものにあっては1.6ミリメートル以上又はこれと同等以上の防火性能を有するものであるこ

と。

令和七年九月二十九日

東京都知事 小池百合子

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発組合

理事長 板垣浩

港区麻布台二丁目七番二号

1 対象事業の名称

虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業

2) 工事着手の年月日

平成三十年五月一日

3) 工事完了の年月日

令和七年八月二十一日

4) 届出日

令和七年九月十一日

5) 附 則

土地収用法施行令に基づく公示による通知
土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2の規定において準用する同令第5条第2項の規定により、下記のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、当委員会事務局審理課に保管し、通知

届出による

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十号。以下「条例」と云ふ。）第六十八条第一項の規定に基づき、虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業にてこゝに準用する条例第六十六条第二項の規定により

を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、
令和7年10月20日の終了をもってその通知があつたものと
みなされる。

令和7年9月29日

東京都収用委員会

会長 松尾 弘

記

1 事件名

令和7年第4号及び令和7年第4号の2

東京都市計画道路事業幹線街路環状第4号線のための

土地収用事件

2 通知書の名称

審理の開催について(通知)

3 通知を受けるべき者

住所 不明

ただし、土地登記簿上の住所は、東京都新宿区
市谷富久町60番地

4 氏名 佐藤 鈴子

5 公示による通知に係る土地の所在及び地番

東京都新宿区富久町60番164

5 公示による通知に係る掲示の事実
(1)掲示されている場所

東京都庁内の総務局掲示板(第一本庁舎1階南側)

(2)掲示を始めた年月日

令和7年9月29日

(第18397号)

発行	東京都新宿区西新宿1丁目八番1号	郵便番号	110-8001
電話	03(5311)1111-1111(代)	定価	163-8001
郵便番号	113-0001	本号	110円
電話	03(5311)1111(代)	一箇月	6、600円
(郵送料を含む)	印刷所	勝美印刷株式会社	東京都文京区白山1丁目11番7号
FSC	ミックス紙	FSC® C006270	電話 03(5311)8111(代)



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この商品が
リサイクルして作成されました。